

マイナンバーによる情報連携

○各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類(住民票、課税証明書等)を省略可能とするなどのため、マイナンバー法に基づき、異なる行政機関等の中で専用のネットワークシステムを用いた個人情報のやり取りを行う。

1. 経緯

- ・平成27年10月 国内全住民に付番
- ・平成28年1月～ 国税・地方税・社会保障関係手続(年金関係を除く)において利用開始
- ・平成29年11月～ 情報連携の本格運用開始(約850手続)
- ・平成30年10月～ 情報連携の拡充(約1,200手続)
- ・令和元年7月～ 年金関係手続の情報連携の本格運用開始(約2,050手続(現在))

【事例】児童手当の申請(A市からX市に転居した場合)



2. 効果の発現

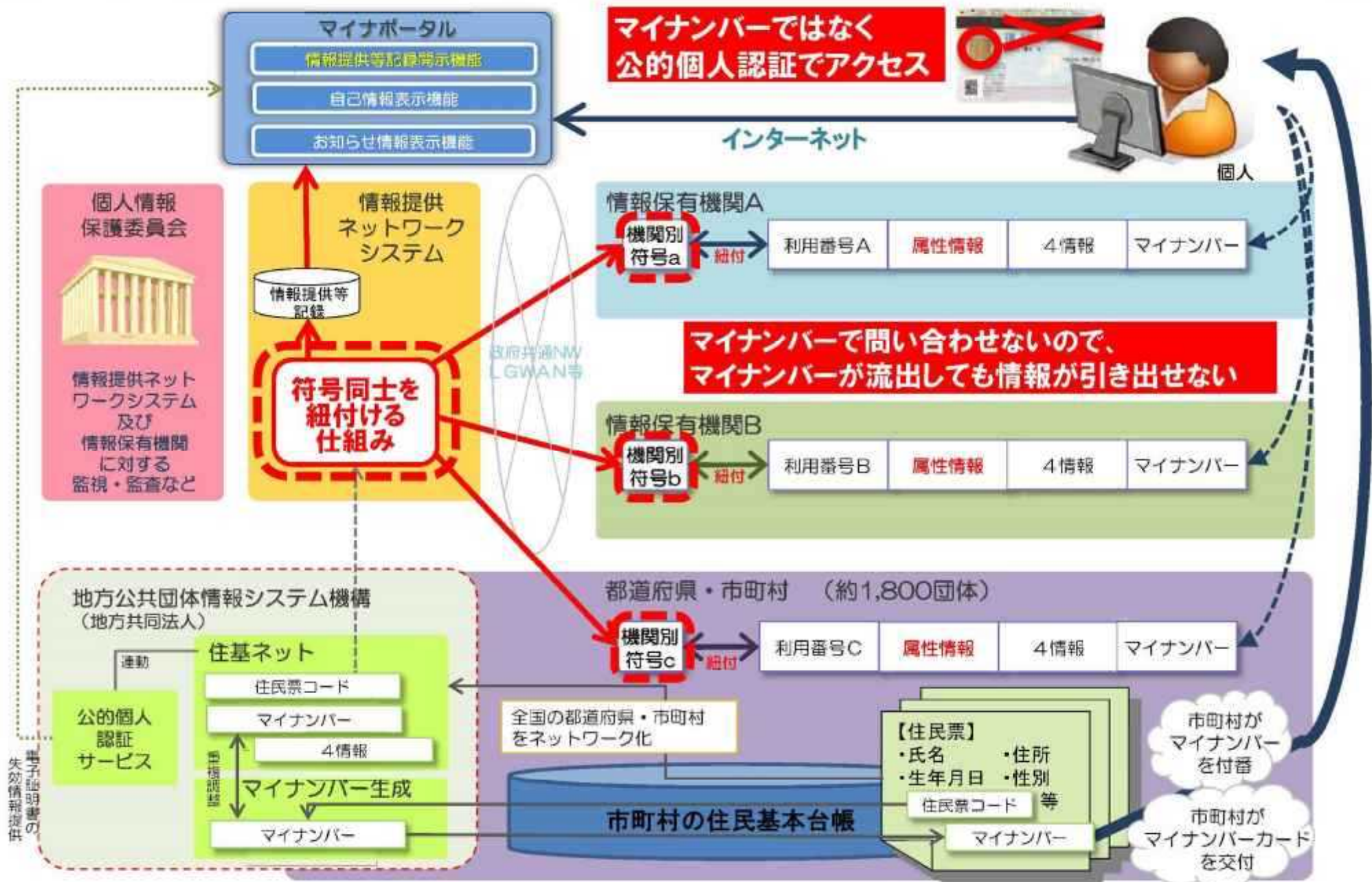
○ある地方公共団体の例



- 個人住民税の遠隔地扶養認定の照会件数 約25,000件/年
(毎年夏頃、50人の職員が4時間をかけて照会文書の封入・発送事務に従事(段ボール箱:10箱分))
- 転出した住民に係る保育料等の認定に必要な課税証明書の作成・発送 約25,000件/年
(1件ずつ依頼文書を確認し、郵送等で発送)
- 転居した住民に係る介護保険料認定等のために必要な所得情報の回答件数 約30,000件/年
(1件ずつ内容を確認し、郵送等で文書回答)



マイナンバー制度における、符号を用いた情報連携



マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)

R3.4月現在

2015年 (H27年(10月)) 2016年 (H28年) 2017年 (H29年) 2018年 (H30年) 2019年 (R元年) 2020年 (R2年) 2021年 (R3年) 現在地 2022年 (R4年) 2023年 (R5年) ..

<p>マイナンバー</p> <p>マイナンバーの通知</p>	<p>▼【1月から順次】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーの利活用開始 (社会保障・税・災害対策分野) 	<p>▼【11月13日から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報連携の本格運用を順次開始 <p>▼【1月から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預貯金口座への付番開始 	<p>▼年金関係情報の情報連携開始</p> <p>▼【通常国会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連法成立 戸籍事務、証券分野、罹災証明事務でのマイナンバー制度の活用 	<p>マイナンバーWG報告「デジタル・ガバメント実行計画」において、国・地方デジタル化指針を盛り込む。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバータールのUX・UIの最適化 ・主体認証などの暗証番号に依存しない認証の仕組みの検討 ・カードの発行・更新等が可能な場所の充実 ・各種免許・国家資格等との一体化 ・マイナンバーカードへの日本国政府、西暦、ローマ字の表記の検討 等 <p>▼【2023年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍関係情報の情報連携開始 <p>法改正を踏まえたシステム整備等</p>
<p>マイナンバーカード</p> <p>交付申請受付開始</p>	<p>▼【1月から】 交付開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体発行の各種カードの一元化 (図書館カード等) ・自治体ポイントの管理 <p>▼【1月から順次】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的個人認証・ICチップの民間開放、地方公共団体による独自利用 	<p>▼【9月から】 マイキープラットフォーム等運用開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体発行の各種カードの一元化 (図書館カード等) ・自治体ポイントの管理 <p>▼【2018年度末】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員身分証一体化(本省分)の原則移行完了 <p>▼【通常国会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連法成立 ・利用者証明用電子証明書PIN入力不要化 ・海外継続利用 	<p>▼【11月から】 旧氏併記の開始</p> <p>▼【2月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ交付サービス導入市町村の人口1億人 <p>▼【5月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通知カード廃止 <p>▼【2020年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証利用の事前登録の申込開始 	<p>▼【2022年度から順次】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学での活用促進 ・ハローワークカードとしての活用 ・電子版ジョブカードとしての活用 ・建設キャリアアップシステムとの連携 <p>▼【2024年度中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外継続利用開始 <p>▼【10月までに】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証としての本格運用開始
<p>マイナポータル</p> <p>マイナポータルの構築</p>	<p>▼【11月13日から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本格運用開始 <p>▼【1月から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アカウント開設開始 <p>▼【7月から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てワンストップ (サービス検索) を開始 <p>▼【10月から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てワンストップ (電子申請) を開始 ・障害児施策への拡充を検討 	<p>▼【11月13日から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本格運用開始 <p>▼【1月から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護ワンストップ (サービス検索・電子申請) を順次開始 <p>▼【4月から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者支援手続について サービス検索・電子申請を順次開始 <p>▼【2019年度から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種サービス連携のためのAPI提供を順次開始 <p>▼【10月から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書作成コーナーの開設 	<p>▼【1月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人設立登記後手続のワンストップ化 <p>▼【2020年度内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人設立全手続のワンストップ化 <p>▼【2020年度から順次】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフイベントに伴う企業が行う従業員の社会保険・税手続のワンストップ化 	<p>▼【2020年度から順次】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引越しワンストップサービスを順次開始 ※市区町村への申請につきマイナポータルの機能活用を想定 ・民間発行の各種証明書データの連携を順次開始 <p>▼【6月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ提供開始 <p>▼【10月から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤情報の閲覧開始 ・特定健診データの閲覧開始 (予定) <p>▼【11月から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費情報の閲覧・提供開始 (確定申告の医療費控除に利用可能)

※本ロードマップは「経済財政運営と改革の基本方針2020」、「成長戦略2020」、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の内容等を基に内閣官房において作成。

デジタル改革関連法案の全体像

- ✓ 流通するデータの多様化・大容量化が進展し、データの活用が不可欠
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大

- ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れが顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要

デジタル社会形成基本法案 ※IT基本法は廃止

- ✓ 「デジタル社会」の形成による我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の策定について規定

〔IT基本法との相違点〕

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → データ利活用により発展するデジタル社会
- ・ ネットワークの充実 + 国民の利便性向上を図るデータ利活用（基本理念・基本方針）
- ・ デジタル庁の設置（IT本部は廃止）

⇒ デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の基本的枠組みを明らかにし、これに基づき施策を推進

デジタル庁設置法案

- ✓ 強力な総合調整機能（勧告権等）を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
- ✓ 国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ利活用等の業務を強力に推進
- ✓ 内閣直属の組織（長は内閣総理大臣）。デジタル大臣のほか、特別職のデジタル監等を置く

⇒ デジタル社会の形成に関する司令塔として、行政の縦割りを打破し、行政サービスを抜本的に向上

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案

- ✓ 個人情報関係3法を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の制度についても全国的な共通ルールを設定、所管を個人情報委に一元化（個人情報保護法改正等）
- ✓ 押印・書面手続の見直し（押印・書面交付等を求める手続を定める48法律を改正）
- ✓ 医師免許等の国家資格に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大（マイナンバー法等改正）
- ✓ 郵便局での電子証明書の発行・更新等の可能化（郵便局事務取扱法改正）
- ✓ 本人同意に基づく署名検証者への基本4情報の提供、電子証明書のスマートフォンへの搭載（公的個人認証法改正）
- ✓ 転入地への転出届に関する情報の事前通知（住民基本台帳法改正）
- ✓ マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化（マイナンバー法、J-LIS法改正）

⇒ 官民や地域の枠を超えたデータ利活用の推進、マイナンバーの情報連携促進、マイナンバーカードの利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、押印等を求める手続の見直し等による国民の手続負担の軽減等

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案

- ✓ 希望者において、マイナポータルからの登録及び金融機関窓口からの口座登録ができるようにする
- ✓ 緊急時の給付金や児童手当などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする

⇒ 国民にとって申請手続の簡素化・給付の迅速化

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案

- ✓ 本人の同意を前提とし、一度に複数の預貯金口座への付番が行える仕組みや、マイナポータルからも登録できる仕組みを創設
- ✓ 相続時や災害時において、預貯金口座の所在を国民が確認できる仕組みを創設

⇒ 国民にとって相続時や災害時の手続負担の軽減等の実現

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案

- ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みを構築
- ⇒ 地方公共団体の行政運営の効率化・住民の利便性向上等